

経済産業省関連平成23年度第三次補正予算案の概要
(金融・中小企業関係抜粋)

平成23年10月21日

経済産業省

A. 被災地の復興に向けた支援 **8,624億円程度**

<A-1. 震災からの再建・再生支援>

1. 企業金融対策 **6,199億円程度** **【事業規模:11.6兆円程度】**
(含む他省庁計上分4,165億円程度)

(1) 中小企業向け資金繰り支援

①「東日本大震災復興緊急保証」の拡充等

保証限度額を過去最大規模に拡大した「東日本大震災復興緊急保証」について、引き続き万全な実施を可能とするよう、日本政策金融公庫及び全国信用保証協会連合会に対し必要な財政支援を行う。

※ なお、平成23年9月末で期限切れとなる予定であったセーフティネット保証について、現下の厳しい経済環境を踏まえ、原則全業種を対象とした措置を平成24年3月末まで延長する措置を既に講じている。

(参考)「東日本大震災復興緊急保証」の内容(第1次補正にて創設)

【保証限度額】災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。(一般保証とも別枠)

【保証割合】 融資額の全額を保証(100%保証)

②「東日本大震災復興特別貸付」の拡充等

過去に例を見ないほどの長期・低利の融資制度である「東日本大震災復興特別貸付」について、引き続き日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等指定金融機関の融資の万全な実施を可能とするために、日本政策金融公庫に対し必要な財政支援を行う。あわせて、円高等の影響に苦しむ中小企業、設備投資を行う中小企業に対する低利融資を実施する。

(参考)「東日本大震災復興特別貸付」の内容(第1次補正にて創設)

【金利引き下げ措置】 当初3年間は最大▲1.4%、その後は最大▲0.5%

※直接被害者であって、全壊・流出等の場合は、当初3年間実質無利子化

【貸付期間】 最長20年

【据置期間】 最長5年

③災害対応型劣後ローンの導入

旧債務の負担等により新規融資を受付けることが困難な被災中小企業に対し、劣後ローンを公的金融機関が実施する。

④被災地域における雇用拡大、創業等に係る融資の拡充

被災地域において雇用の拡大を伴う設備投資や創業を行う中小企業を支援するために日本政策金融公庫が低利融資を実施する。

⑤被災中小企業に対するリース料支援

震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担を軽減する。

(2)中堅・大企業向け資金繰り支援

①資本が毀損した中堅企業等への資本性資金の供給

震災の影響で、被災地のみならず、全国的に、企業が借り入れ依存度を高め、自己資本が毀損しており、その影響は、中小企業だけでなく、中堅レベルの旅館や製造業、建設業、水産加工業などに及んでいる。このため、

- ・民間ファンドが、出資の対象企業を見つけた際に、当該民間が出す金額と同額まで政府系機関が資金を拠出する仕組みを新設。
- ・長期融資制度(元本の返済を長期間据え置き)の対象を中堅企業に拡充。

②中堅・大企業向け金融支援

中堅・大企業向けの危機対応貸付等(日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫)の実施のため、日本政策金融公庫の財政基盤強化を行う。

(参考)中堅・大企業向け「危機対応貸付」の内容(第1次補正にて創設)

【貸付枠】 2.5兆円(第3次補正により更に拡充)

【リスク補完措置】 日本政策金融公庫による損害担保(30~80%)

【金利引き下げ措置】 最大0.5%

2. 被災地等中小企業の復旧・復興支援

692億円程度

(1) 中小企業の施設復旧・二重ローン対策への支援、商店街活性化支援

① 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援(グループ補助金)

＜1,249億円程度(※)＞

被災地域の中小企業等のグループが施設の復旧・整備を行う際に支援するグループ補助金について、被災地の強いニーズを踏まえ、規模を大幅に拡大。

(※)平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費により前倒し実施済み(平成23年10月14日閣議決定)につき、全体額に算入せず。

(参考)第1次補正:154億円、第2次補正:100億円

② 仮設工場・仮設店舗等の整備

＜49億円程度＞

被災地において、中小企業が早期に事業を再開できるよう、中小企業基盤整備機構が仮設店舗や仮設工場等を設営し、自治体を通じて事業者に貸し出しを行う。

(参考)第1次補正:10億円、第2次補正:215億円

③ 被災中小企業等の早期復興に向けた資金支援等

＜417億円程度＞

被災中小企業や資本が毀損した中堅企業等の早期復興のために必要となる貸付の支援や設備投資・資本増強に係る支援等を行う。

④ 中小企業再生支援協議会の体制強化

＜45億円程度＞

被災県における二重ローン対策の総合的窓口の相談体制を強化する。

(参考)第2次補正:31億円

⑤ 被災中小企業に対するリース料支援[A. 1. (1)⑤再掲] <100億円程度(※)>

((※)予算額は1. 企業金融対策の内枠)

震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担を軽減する。

⑥ 復旧・復興のための中小企業経営支援

＜37億円程度＞

被災中小企業の復旧・復興を支援するため、中小企業に対する専門家の派遣や、財務情報等の効率的な経営管理を可能とする包括的なクラウドシステムの導入など総合的な経営支援を実施する。

⑦商店街の活性化支援

＜9億円程度＞

被災地の商店街等が賑わい創出に向けて行う施設整備やイベント等の復興加速支援、物販支援等による復興協力支援など、地域コミュニティの担い手である地域商業の活性化を図る。

(2) 中小企業の海外展開・技術力強化支援

①中小企業の海外展開支援

＜40億円程度＞

展示会出展・バイヤー招へい等により販路開拓等を支援するとともに、地域ブロックごとに海外展開支援拠点を整備する。また、海外展開により経営基盤強化を図る中小企業等の資本の増強を支援する。

(参考)第2次補正:20億円

②中小企業によるものづくり技術の維持・強化

＜50億円程度＞

東日本大震災及び今般の円高により影響を受ける我が国中小製造業の競争力強化に向け、特定ものづくり基盤技術(鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する中小企業の研究開発から試作までを含む取組を支援する。

(3) 中小企業の戦略的経営力強化支援

①経営資源融合を行う中小企業の資本力強化

＜20億円程度＞

複数の中小企業が、経営資源の融合・強化(合併)等を行う際に、出資を通じ資本力強化を支援する。

②中小企業人材の確保・育成・支援

＜25億円程度＞

被災地における優秀な若手人材確保のため、新卒者等に対して、技能等を習得するための中小企業への職場実習を支援するほか、地域の中小企業と大学等が連携し、関係構築から両者のマッチング、新卒者の採用・定着までを一気通貫に支援する。

3. 風評被害対策及び販路開拓支援

114億円程度

(1)国内における放射線量測定等の体制整備

＜2億円程度＞

工業製品等の放射線量の測定を行う施設整備を支援するとともに、放射線量測定等に関する助言・指導を行う専門家チームを派遣する。